

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額表

月 額 表				
健保等級	厚年等級	標準報酬月額(千円)	円以上	円未満
1		58		63,000
2		68	63,000	73,000
3		78	73,000	83,000
4	1	88	83,000	93,000
5	2	98	93,000	101,000
6	3	104	101,000	107,000
7	4	110	107,000	114,000
8	5	118	114,000	122,000
9	6	126	122,000	130,000
10	7	134	130,000	138,000
11	8	142	138,000	146,000
12	9	150	146,000	155,000
13	10	160	155,000	165,000
14	11	170	165,000	175,000
15	12	180	175,000	185,000
16	13	190	185,000	195,000
17	14	200	195,000	210,000
18	15	220	210,000	230,000
19	16	240	230,000	250,000
20	17	260	250,000	270,000
21	18	280	270,000	290,000
22	19	300	290,000	310,000
23	20	320	310,000	330,000
24	21	340	330,000	350,000
25	22	360	350,000	370,000
26	23	380	370,000	395,000
27	24	410	395,000	425,000
28	25	440	425,000	455,000
29	26	470	455,000	485,000
30	27	500	485,000	515,000
31	28	530	515,000	545,000
32	29	560	545,000	575,000
33	30	590	575,000	605,000
34	31	620	605,000	635,000
35	32	650	635,000	665,000
36		680	665,000	695,000
37		710	695,000	730,000
38		750	730,000	770,000
39		790	770,000	810,000
40		830	810,000	855,000
41		880	855,000	905,000
42		930	905,000	955,000
43		980	955,000	1,005,000
44		1,030	1,005,000	1,055,000
45		1,090	1,055,000	1,115,000
46		1,150	1,115,000	1,175,000
47		1,210	1,175,000	1,235,000
48		1,270	1,235,000	1,295,000
49		1,330	1,295,000	1,355,000
50		1,390	1,355,000	

3か月の平均額 53,000円未満であれば2等級差がなくても月額変更
に該当します。

標準報酬月額
58千円～78千円は、
健康保険のみの標準報酬月
額になります。

現物給与について		
食 事(愛知県)		
区分	一日当たり	一か月当たり
朝食	200円	6,000円
昼食	280円	8,400円
夕食	330円	9,900円
三食	810円	24,300円
住 宅(愛知県)		
1人1か月当り(住居用スペース) 畳1畳につき 1,560円		
洋間の場合 1.65平方メートル=1畳		
その他		
時 価		

標準報酬月額が「88千円」以
下の方と「650千円」以上
の方については、健康保険のみで
月額変更該当する場合があります。
このような方が7月月変に該当
した場合は、日本年金機構分
のみ算定基礎届を提出してくだ
さい。

標準報酬月額
680千円～1,390千円は
健康保険のみの標準報酬月
額になります。

3か月の平均額 1,415,000円以上で
あれば2等級差がなくても月額変
更に該当します。

【 添 付 書 類 】 ※事由により相違する場合がございます

届書名	事由	愛鉄連健康保険組合添付書類
資格取得届 資格喪失届	退職後継続再雇用される特例的な取扱いを行う場合	「就業規則、退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる雇用契約書の写し」 又は「事業主の証明」 ◎役員の場合は、役員規程、取締役会の議事録、株主総会の議事録等で役員を退任したこと及び再雇用(再任)されたことがわかる書類
取得時報酬訂正届	取得時の報酬を訂正する場合	<p style="text-align: center;">原則は理由書のみとなります。</p> <p><u>ただし、当組合が必要と認めた場合は、上記以外の確認書類をご提出いただく場合がございます。</u></p>
取得年月日訂正届	取得日を訂正する場合	
喪失年月日訂正届	喪失日を訂正する場合	
月額変更報酬訂正届	月額変更届の報酬を訂正する場合	
月額変更改定月訂正届	月額変更届の改定月を訂正する場合	
算定基礎報酬訂正届	算定基礎届の報酬を訂正する場合	
取得取消届	取得を取り消す場合	
喪失取消届	喪失を取り消す場合	
月額変更取消届	月額変更が不該当等で取り消す場合	
賞与支払訂正届	金額、日付の訂正をする場合	

・日本年金機構分の添付書類につきましては、各事業所様にてご確認をお願いいたします。